

令和 8 年度 胎内市食育推進計画策定支援業務 当初設計		調 査	
		設 計	
委 託 番 号		施 工 地 (委 託 場 所)	
		胎内市内一円	
	実 施 ・ 元	変 更	
設 計 額	円	円	
契 約 額 (内消費税額)	(円)	(円)	
委 託 ・ 履 行 日 数	委 託 日 数 日 間 又は 完成期限 令和 9 年 3 月 1 9 日	委 託 日 数 日 間 又は 完成期限	
実 施 (元) 設計概要	基礎的統計データ及び資料の整理分析 1 式 アンケート調査の実施支援 1 式 数値目標の評価及び課題分析 1 式 計画素案の作成 1 式 パブリックコメントの実施支援 1 式 計画策定委員会の運営支援 1 式 計画書の取りまとめ 1 式 打合せ協議 1 式	変 更	設計概要

胎内市食育推進計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第4次胎内市食育推進計画策定支援業務

2. 業務場所

胎内市内一円

3. 業務目的

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、現行の第3次計画について見直しを図り、新たに次期計画（令和9年度～17年度）を策定するに当たり、健康づくりや食育等に係る各種調査、調査結果の分析、考査、計画策定に必要な各種データの収集・分析及び課題の整理等を行い、計画の策定を支援することを目的とする。

4. 業務内容

（1）基礎的統計データ及び資料の整理分析

既存計画や上位計画、関連計画等に基づき、本市における人口動態や年齢別人口の割合、保健事業に関する統計データなど各種統計書に基づき整理する。また、本市が取り組んでいる各種食育に関する事業や教育・相談事業などのデータについて参加率や効果等の現状の事業進捗状況を整理する。

（2）アンケート調査の実施支援

受託者は、委託者が実施したアンケート調査票の入力データを用い、データベースを作成したうえで単純およびクロス集計による集計表を作成するとともに、カテゴリごとに整理を行い、報告書を作成する。

（3）数値目標の評価及び課題分析

現行計画の各指標に関する現状値の算出を行い、現在までの達成状況を評価するとともに、市民の意識の変化や行動変容につながっているかを評価する。また、現行計画策定以降、市民の食育を取り巻く社会的な背景、上記（1）及び（2）の結果等を踏まえて課題の整理を行う。

（4）計画素案の作成

上位・関連計画との整合を図りつつ、市民自らが食育推進に取り組める計画となるよう基本理念や基本方針を体系的に整理するとともに、本市の特性を踏まえた具体的な施策・事業、重点的に取り組む事項、実現手段を検討し、市民に分かりやすい計画となるよう計画素案を作成する。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（庁内委員会・食育推進ネットワーク委員会・健康づくり推進協議会）について、各会議に出席する。

なお、各委員会の開催数は以下を予定する。

- ・庁内委員会・・・2回
- ・食育推進ネットワーク委員会・・・1回
- ・健康づくり推進協議会・・・2回

(7) 計画書の取りまとめ

計画素案、パブリックコメント、策定委員会を踏まえ、体裁・デザイン等を含め、計画書として取りまとめる。

5. 打合せ協議

本業務の実施にあたっての打合せ協議は、業務着手時・中間時1回・成果品納入時の3回の打合せを基本とするが、必要に応じて随時行うものとする。

6. 成果品

①計画書（A4判、表紙（フルカラー）、本文（1色）80頁程度）

②概要版（A3判両面、フルカラー）

※上記①②のデータを提出とする（各冊子印刷は委託者が行う）

7. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は「プライバシーマーク」の証明書類の写しを着手時に提出するものとする。